

# 山梨県公報

第千四百八十七号

平成十六年

六月二十四日

木曜日

## 目次

### 告示

平成十六年度山梨県母子世帯等実態調査の実施……………

河川区域の指定の一部改正(二件)……………

団体営土地改良事業の完了(二件)……………

### 公告

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………

開発行為に関する工事の完了について……………

土地改良区役員の退任及び就任……………

### 公安委員会

遊技機の型式の検定……………

## 告示

### 山梨県告示第百九十七号

平成十六年度山梨県母子世帯等実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

### 一 調査の目的

この調査は、県内の母子世帯、寡婦及び父子世帯の生活実態を把握し、今後の母子、寡婦及び父子への福祉対策等の行政施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 二 調査事項

- 1 世帯に関する事項
- 2 住居に関する事項
- 3 職業及び生計に関する事項
- 4 児童に関する事項

5 生活に関する事項

6 福祉制度に関する事項

7 悩みや福祉行政への要望に関する事項

### 三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内に居住する母子世帯、寡婦及び父子世帯から無作為に抽出した世帯

四 調査の期間

平成十六年八月一日から同月十五日まで

五 調査方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、調査員が行う。

### 山梨県告示第百九十八号

一級河川竹森川に係る河川区域の指定(昭和五十四年山梨県告示第百二十二号の十六)の一部を次のように改正する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

「第一号図から第二号図まで」を「第一号図から第十号図まで」に改める。

(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百九十九号

一級河川塩川に係る河川区域の指定(昭和四十九年山梨県告示第百二十五号)の一部を次のように改正する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

「第一号及び第二号」を「第一号図から第九号図まで」に改める。

(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、山梨市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

|          |      |            |
|----------|------|------------|
| 土地改良事業名  | 地区名  | 工事完了年月日    |
| 基盤整備促進事業 | 水口地区 | 平成十六年三月二十日 |

山梨県告示第三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百二十二条の二第一項の規定により、春日居町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

|          |      |            |
|----------|------|------------|
| 土地改良事業名  | 地区名  | 工事完了年月日    |
| 基盤整備促進事業 | 国府地区 | 平成十六年三月十五日 |

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により石和町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年七月二十四日まで縦覧に供する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 1 名称 オギノ石和広瀬店Aゾーン
  - 2 所在地 東八代郡石和町広瀬字前田二百二十八番
- 二 届出の内容及び公告日
  - 1 内容 新設
  - 2 公告日 平成十六年四月五日
- 三 意見の概要

- 1 駐車場出入口における交通整理について
- 2 駐車場における騒音対策について

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により石和町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年七月二十四日まで縦覧に供する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 1 名称 オギノ石和広瀬店Bゾーン
  - 2 所在地 東八代郡石和町広瀬字前田二百二十八番
- 二 届出の内容及び公告日
  - 1 内容 新設
  - 2 公告日 平成十六年四月五日
- 三 意見の概要

- 1 駐車場出入口における交通整理について
- 2 駐車場における騒音対策について

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
  - 中巨摩郡田富町山之神字一本柳一五五番の三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 中巨摩郡竜王町玉川千五百五十三番地込山アパートD号 清水勲・清水由美
- 土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、玉諸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十六年六月二十四日

一 退任

山梨県知事 山本 栄彦

|     |       |               |            |
|-----|-------|---------------|------------|
| 役職名 | 氏名    | 住 所           | 退任年月日      |
| 理事  | 浅利 良夫 | 甲府市上阿原町一二二〇番地 | 平成十五年十月十四日 |
| 同   | 萩原 寛  | 西高橋町三三三番地     | 同          |
| 同   | 秋山 和富 | 蓬沢一丁目八番三号     | 同          |
| 同   | 若月 元治 | 国玉町一一四九番地     | 同          |
| 同   | 福井 宗彰 | 上阿原町一三一六番地    | 同          |
| 同   | 七澤 依信 | 里吉一丁目九番四号     | 同          |
| 同   | 内藤 周夫 | 西高橋町三三三番地     | 同          |
| 同   | 清水 正雄 | 国玉町八五三番地      | 同          |
| 同   | 中澤 孝夫 | 蓬沢一丁目三番四号     | 同          |
| 同   | 小林 光男 | 向町七九〇番地       | 同          |
| 監事  | 小池富士雄 | 向町四五二番地       | 同          |
| 同   | 堀内 芳雄 | 里吉四丁目一〇番二五号   | 同          |
| 同   | 野沢かおる | 七沢町二四七番地 四    | 同          |
| 同   | 武井 稔  | 国玉町四〇〇番地      | 同          |

二 就任

|     |       |              |            |
|-----|-------|--------------|------------|
| 役職名 | 氏名    | 住 所          | 就任年月日      |
| 理事  | 若月 元治 | 甲府市国玉町一一四九番地 | 平成十五年十月十五日 |
| 同   | 皆川 和雄 | 蓬沢一丁目八番二三号   | 同          |

|    |                     |             |   |
|----|---------------------|-------------|---|
| 同  | 藤田 和夫               | 蓬沢一丁目八番八号   | 同 |
| 同  | 渡辺 昌浩               | 七沢町五七〇番地 八七 | 同 |
| 同  | 内藤 周夫               | 西高橋町三三三番地   | 同 |
| 同  | 五味かしの               | 上阿原町一三一五番地  | 同 |
| 同  | 中野 忠雄               | 上阿原町一〇六一番地  | 同 |
| 同  | 川隅 一彦               | 向町六八〇番地     | 同 |
| 同  | 清水 正雄               | 国玉町八五三番地    | 同 |
| 同  | 熊王 勇夫               | 里吉四丁目三番一三号  | 同 |
| 監事 | 武井 稔                | 国玉町四〇〇番地    | 同 |
| 同  | 前島 <sup>あき</sup> 志乃 | 七沢町三二番地     | 同 |
| 同  | 藤巻 秀明               | 上阿原町一五〇番地   | 同 |
| 同  | 戸澤 博嘉               | 向町七六九番地     | 同 |
| 同  | 守家 寛一               | 里吉四丁目三番一五号  | 同 |

公安委員会

● 遊技機の型式の検定  
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年六月二十三日までとする。  
 平成十六年六月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

| 申請者氏名又は名称及び住所                                    | 型式の概要           | 型式名             | 製造又は輸業者名        | 検定番号   | 遊技機の種類及び区分                 |           |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|--------|----------------------------|-----------|
|  |                 |                 |                 |        | 機                          | 動         |
| 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊<br>愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地      | 豊丸産業株式会社        | CR駒王伝説V         | 豊丸産業株式会社        | 四〇〇二四三 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | 第一種特別電動役物 |
| タイヨーエレクトリック株式会社 代表取締役 佐藤英理子<br>愛知県名古屋市中区見寄町一二五番地 | タイヨーエレクトリック株式会社 | CR新銭形くんN        | タイヨーエレクトリック株式会社 | 四〇〇二二四 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | 第一種特別電動役物 |
| 株式会社ネット 代表取締役 国本幸司<br>大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号          | 株式会社ネット         | ゴールデーンゼット       | 株式会社ネット         | 四四〇〇五九 | 回胴式遊技機<br>規則第六条第二号(別表第五)   |           |
| 株式会社ネット 代表取締役 国本幸司<br>大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号          | 株式会社ネット         | ゴールデーンゼット<br>30 | 株式会社ネット         | 四四〇〇五七 | 回胴式遊技機<br>規則第六条第二号(別表第五)   |           |
| 株式会社平和 代表取締役 中島潤<br>群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八         | 株式会社平和          | CR・祭物語XJ        | 株式会社平和          | 四〇〇二六八 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | 第一種特別電動役物 |
| 株式会社平和 代表取締役                                     | 株式会社平和          | 祭物語V            | 株式会社平和          | 四〇〇三六一 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | 第一種特別電動役物 |

|  |          |              |          |        |                            |           |
|--|----------|--------------|----------|--------|----------------------------|-----------|
| 株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求<br>愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二二号 | 株式会社三洋物産 | CRにやんにやん楽園M6 | 株式会社三洋物産 | 四〇〇二九七 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | 第一種特別電動役物 |
| 株式会社平和 代表取締役 中島潤<br>群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八     | 株式会社平和   | CR・祭物語YJ     | 株式会社平和   | 四〇〇二九〇 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | 第一種特別電動役物 |
| 株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求<br>愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二二号 | 株式会社三洋物産 | CRにやんにやん楽園M5 | 株式会社三洋物産 | 四〇〇三三〇 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | 第一種特別電動役物 |
| 株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求<br>愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二二号 | 株式会社三洋物産 | CRにやんにやん楽園M8 | 株式会社三洋物産 | 四〇〇三三二 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | 第一種特別電動役物 |
| 株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博<br>愛知県名古屋市中区大幸一丁目          | 株式会社銀座   | CRハイプルアイスマAX | 株式会社銀座   | 四〇〇〇九七 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | 第一種特別電動役物 |

|  |                        |
|--|------------------------|
| 株式会社大和製作所 代表取締役<br>西川基守<br>愛知県名古屋市中区小田井<br>四丁目四二番地 | 目一〇番一五号                |
| ばちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二)<br>第一種特別電動役物            | 一号イ(別表第二)<br>第一種特別電動役物 |
| CRジャイアント<br>T1                                     |                        |
| 株式会社大和製作所  |                        |
| 四〇〇二六三   |                        |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番